

**改正**

平成24年8月1日告示第100号

平成26年12月1日告示第99号

平成29年12月1日告示第135号

金ケ崎町ハイブリッドカー購入補助金交付要綱を次のように定め、平成24年1月1日から適用する。

金ケ崎町ハイブリッドカー購入補助金交付要綱

(趣旨)

**第1** 町内の自動車関連産業の発展及び環境負荷の軽減を図るため、町内で生産されたハイブリッドカーを購入する者に対し、購入費用の一部を補助することについて、金ケ崎町補助金交付規則(昭和42年金ケ崎町規則第20号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2** この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ハイブリッドカー(以下「対象自動車」という。)とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いる自動車で、自動車検査証等により対象自動車であることを確認できるものをいう。
- (2) 個人とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本町の住民基本台帳に記載されている者をいう。
- (3) 事業者とは、町内に事務所又は事業所を有する法人をいう。
- (4) 新規登録とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第9条の規定による新規登録をいう。

(補助金の交付対象者)

**第3** 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす個人又は事業者とする。

- (1) 新規に対象自動車を購入すること。
- (2) 新規登録の日から起算して1年以上前から引き続き町内に住所を有すること。
- (3) 対象自動車の使用の本拠の位置が町内であること。
- (4) 町税等を滞納していないこと。

(補助金の交付対象車両)

**第4** 補助金の交付対象となる車両は、町内で生産された対象自動車で平成32年12月31日までに新規登録されたものとする。ただし、リース契約によるものは除く。

(補助金の交付額)

**第5** 補助金の交付額は、予算の範囲内において、対象自動車1台につき5万円とする。

2 補助金の交付は、毎年度、交付対象者が個人にあつては1人あたり1台とし、事業者にあつては1事業者あたり1台とする。

(補助金の交付申請)

**第6** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象自動車の新規登録の日から3か月以内に金ケ崎町ハイブリッドカー購入補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象自動車の自動車検査証の写し
- (2) 対象自動車の自動車売買契約書の写し
- (3) 対象自動車の購入代金の領収書(分割払いの場合は、その契約書等)の写し
- (4) 保管場所標章番号通知書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

**第7** 町長は前条の規定による交付申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、金ケ崎町ハイブリッドカー購入補助金交付決定通知書(様式第2号)又は金ケ崎町ハイブリッド自動車購入補助金不交付決定通知書(様式第3号)を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

**第8** 申請者は、第7の規定による通知を受けたときは、金ケ崎町ハイブリッドカー補助金請求書(様式第4号)を町長に提出するものとし、町長は請求書が提出されたときは速やかに補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

**第9** 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。

- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) この要綱の各規定に違反したとき。
- (4) その他、町長が不当と認めたとき。

(補助金の返還命令)

**第10** 町長は、第9の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(要綱の失効)

**第11** この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前において補助金の交付を受けた者に係る第9及び第10の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(補則)

**第12** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号(第6関係)

様式第2号(第7関係)

様式第3号(第7関係)

様式第4号(第8関係)